

街 な か 出 店 伴 走 支 援 事 業

募 集 要 領

【令和 6 年度】

特定非営利活動法人
まちづくり機構ユマニテさが

1 趣旨

特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさが（以下「ユマニテさが」という。）は、佐賀市の中心市街地において、商店街を再生し、更なる活力を生み出すことによって、次世代を見据えた持続的で発展的な商店街を構築するため、商業者の育成に取り組むとともに、日常的な賑わいを創出し、更なる魅力向上を図るため、遊休不動産（空き店舗や空き家、空き地等）の活用促進に取り組んでいます。

このような取組を推進するため、本事業では、街なかの遊休不動産を活用して新たに出店する方を対象として、地元商店街と連携して実施する経営アドバイス会等の経営支援や店舗改装費補助や家賃補助の資金支援を行うこととしています。

2 申込対象

対 象 者	<p>■次の全てを満たす者としします。</p> <ul style="list-style-type: none">・中小企業者又は小規模企業者であること・市税の滞納がないこと・ユマニテさがが実施する<u>経営支援プログラム</u>（「3支援内容(1)経営支援プログラム」を参照）による支援をすべて受ける意思があること
対 象 店 舗 又は事業所	<p>■支援を受ける店舗又は事業所が、次の全てを満たすこととします。</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>街なかエリア</u>（別記1のとおり）の遊休不動産を活用し、出店するもの・原則として、経営プログラムの開始前までに新規出店すること・昼間時間（午前9時から午後6時までをいう。）の営業時間が3時間以上（店休日を除く。）であること・日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）のうち別記2に掲げる対象業種のいずれかに該当し、対象者が店舗経営の経験を有さない業種であること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を行うものでないこと ・暴力団又は暴力団員が関与する事業、風俗営業等でないこと ・政治又は宗教を目的とするものでないこと
--	--

3 支援内容

出店者（「5選考方法」で採択された者）は、「街なか出店伴走支援事業制度要綱」（以下「制度要綱」という。）に基づき実施される次の(1)及び(2)の支援を受けることができます。

(1) 経営支援プログラム ※このプログラムを受けることが必須です。

①地元事業者による“経営アドバイス会”

内 容	■出店者の経営状況や売上目標等に対し、地元事業者による実体験に基づく助言等を行います。
期 間	■月に1回（計10回以内）実施します。

②中小企業診断士による“経営指導”

内 容	■ユマニテさがが派遣する中小企業診断士が、経営に関する専門知識やノウハウを教えます。
期 間	■月に1回（計10回以内）実施します。

(2) 資金支援メニュー ※申請は任意です。

①店舗改装費補助

内 容	■採択後、遊休不動産を活用して店舗等を改装する場合、改装後に店舗改装費の一部を補助します。
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ■事業に直接必要となる経費で、次に掲げるものとします。 ・改装費 <p>※備品、什器、機材の購入費等は含みません。</p>
補 助 金 額	■補助対象経費の <u>1 / 2 以内</u> の額とします。

	<p>■補助金の上限額は<u>50万円</u>とします。</p> <p>※千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとします。</p>
備考	<p>■経営支援プログラム開始前に改装を終えることとし、採択年度の年度末までに完了する必要があります。</p>

②家賃補助

内容	<p>■経営支援プログラム期間中に補助事業者が支払った家賃の一部を補助します。</p>
補助対象経費	<p>■経営支援プログラムの実施期間中に支払った出店に係る経費のうち、次に掲げるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃料 ・共益費 <p>※次に掲げるものは、補助対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場料金 ・契約関連費用（更新費、礼金、解約違約金等） ・敷金、保証料 ・電気代、水道代、ガス代 ・リース料 等
補助金額	<p>■補助対象経費の<u>1/2以内</u>の額とします。</p> <p>■補助金の上限額は<u>50万円（1か月につき5万円）</u>とします。</p> <p>※千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとします。</p>

4 申込方法

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書 [様式第1号] ・事業概要書 [別記様式第1-1]
------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・誓約書 [別記様式第1 - 2] ・履歴書 ・市税の完納証明書 ※佐賀市外の場合は現住所地市町村のもの ・その他参考となる資料
提出部数	各1部
提出場所	〒840-0826 佐賀市白山二丁目7番1号 エスプラッツ2階 特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさが
提出方法	持参または郵送により、紙ベースにて提出
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■提出期限後の提出書類の差替えはできません。 ■提出書類は返却できません。

5 選考方法

選考方法	<p>■選考は<u>書類審査と審査会</u>をもって実施し、出店者を決定します。</p> <p>(1) 書類審査（資格審査）</p> <p>次の項目について提出書類をもって審査します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込者の資格を有しているか ・提出書類は正しく具備されているか ・失格事項（下記参照）に該当していないか ・その他募集要領等に反していないか <p>(2) 審査会（プレゼンテーション）</p> <p>審査会を開催し、プレゼンテーションを実施の上、審査基準に基づき、申込者の企画提案の内容を審査します。<u>審査会の開催日時は、申込者に個別に通知</u>します。</p> <p>➤複数の申込があった場合、審査結果に基づき、総合点数の高い提案から、<u>予算の範囲内において選定</u>します。</p>
------	--

	<p>➤ 審査結果（総合点数等）が著しく低いときは、対象事業を選定しない場合があります。</p> <p>※ 審査結果は、選定可否のみを通知し、具体的な審査内容（総合点数）は<u>非公表</u>とします。</p> <p>➤ 審査結果に係る異議申立は、一切受け付けません。</p>
失 格 事 項	<p>※ 次のいずれかに該当する場合、「失格」として扱い、<u>選考対象から除外</u>します。</p> <p>(1) 提出書類に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込方法を遵守せずに提出されたもの ・ 虚偽の内容が記載されたもの ・ 補助対象とならない経費が算入されたもの <p>(2) 申込者に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込資格を満たしていなかった場合 ・ 申込者及びその関係者において、不法または不正な行為があった場合
審 査 基 準	<p>■ 審査に当たっての評価のポイントは、次のとおりです。</p> <p>(1) 応募動機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 街なかの活性化に対し、意欲を有しているか。 <p>(2) 商品内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客のニーズに対応し、魅力的な商品内容か。 <p>(3) 経営者適格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営に対する意欲はあるか。また、資質はあるか。 <p>(4) 事業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画は現実的であり、適切か。 <p>(5) 資金計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金計画は現実的であり、適切か。 <p>(6) 将来展望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来的に街なかの発展に資する店舗、経営者であるか。 <p>(7) 面接態度</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誠実かつ的確な受け答えができているか。 <p>(8) エリア適性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サポート商店街（本事業に参画する商店街組織等）のエリア内の出店であるか。 <p>※審査項目等は、状況等に応じて変更する場合があります。</p>
--	--

6 出店者決定後の手続

1) 審査結果の通知

本事業の出店者として採択されたか否かの審査結果を「審査結果通知書」により通知します。

2) 資金支援メニューの申請

資金支援メニューによる補助金の交付を受けようとする出店者は、街なか出店伴走支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定に基づき、補助金の交付申請を行います。※出店者に個別に申請方法等を案内します。

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書 [様式第1号 (交付要綱)] ・ 街なか出店伴走支援事業結果通知書の写し ・ 賃貸借契約書の写し <p>【“店舗改装費補助”を受ける場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 見積書（原則として佐賀市内の事業者から取得したもの） <p>※工事内訳金額がわかるもので、2社以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置図 ・ 平面図、立面図 ・ 現況写真 <p>【“家賃補助”を受ける場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象経費が分かる資料
提出部数	各1部

3) 経営支援プログラムの実施

経営支援プログラムの開始月から12か月を経過する月までの間に、月1回（計10回以内）実施します。

上記1)の結果通知の時点で出店していない出店者については、店舗改装が完

了し、出店した後、経営支援プログラムを実施します。

4) 修了者の認定

経営支援プログラムによる支援が完了したとき、その取組状況等を審査し、中心市街地の活性化に寄与する店舗経営者として育成を図った者(以下「修了者」という。)として認定します(様式第3号)。

5) 実績報告書の提出

資金支援メニューの補助事業が完了した場合、実績報告書を提出してください。ただし、2か年度にわたって経営支援プログラムを実施する場合は、採択年度の年度末にも実績報告書を提出してください。

提出書類	・実績報告書 [様式第5号 (交付要綱)] ・支払の根拠となる資料 (領収書、通帳の写し等) 【“店舗改装費補助”を受ける場合】 ・出来高設計書 ・工事請負契約書の写し ・工程写真
提出部数	各1部

6) 補助金交付確定の通知

上記5)の実績報告書の提出を受け、検査を完了した後、「補助金交付確定通知書」を交付します。

7) 補助金の請求・支払

上記6)の確定通知後、「補助金交付請求書」を提出してください。その後、当該請求書に基づき、補助金を指定口座に振り込みます。

交付要綱や募集要領に規定する条件への違反等があった場合、補助金を交付できないことがあります。

7 申込受付・問い合わせ先

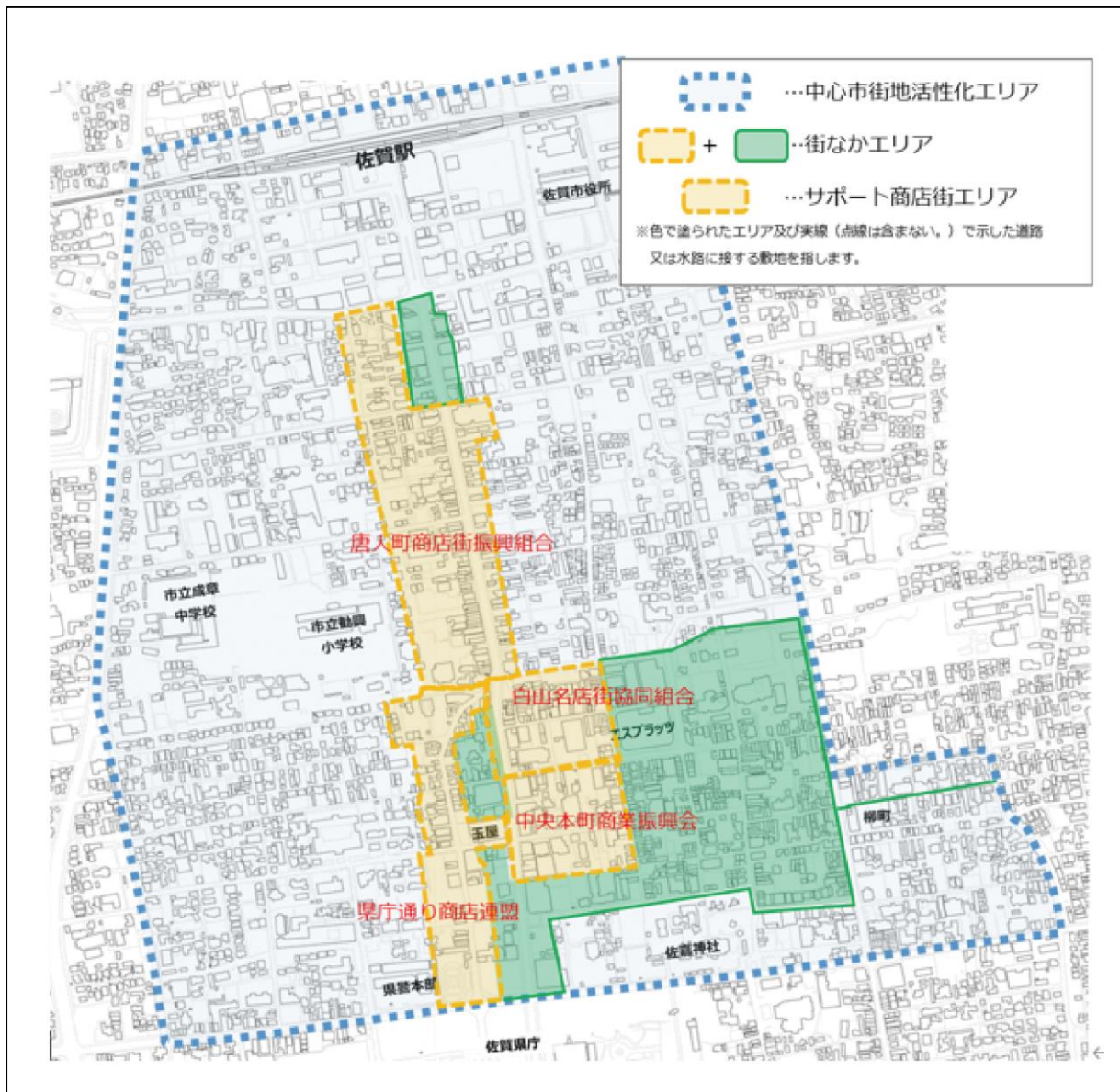
特定非営利団体法人まちづくり機構ユマニテさが [担当 庄野]

〒840-0826 佐賀市白山二丁目7番1号 エスプラッツ2階

電話 0952-22-7340 FAX 0952-22-7346

E-mail machidukuri@humanite-saga.com

別記1 対象エリア（街なかエリア）



別記2 対象業種

大分類	中分類
卸売業、小売業	各種商品小売業
	織物・衣服・身の回り品小売業
	飲食料品小売業
	機械器具小売業
	その他の小売業
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業
	飲食店
	持ち帰り・配達飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業
	その他の生活関連サービス業
	娯楽業